

三重労働局発表  
平成24年3月30日(金)  
午後5時解禁

担 当	三重労働局職業安定部職業対策課		
	課長	中野 壽男	
	課長補佐	小西 克明	
	障害者雇用担当官	西 勝美	
	☎059-226-2306		

## 障害者雇用が進んでいない三重県教育委員会に対して 障害者採用計画の適正実施を勧告

(障害者雇用関係①)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(5ページ参照)では、国および地方公共団体(以下「公的機関」)に、法定雇用率以上の身体障害者または知的障害者の雇用に義務付けており、雇用率を達成していない公的機関は、障害者採用計画を作成しなければなりません。

都道府県教育委員会(以下「教育委員会」)のうち43機関は、平成20年6月1日現在、教育委員会に義務付けられている雇用率2.0%を達成できていなかったため、平成21年1月に3年間にわたる障害者採用計画を作成しました。しかし、三重県教育委員会をはじめとする下記の17都道府県の教育委員会は、計画終期(平成23年12月末日)現在、この採用計画を適正に実施していません。

※ 三重県教育委員会は平成23年12月31日現在雇用率1.75%(28人不足)

このため、厚生労働省では、障害者雇用促進法第39条第2項(5ページ参照)の規定に基づき、下記の17都道府県の教育委員会に対して、平成24年1月を始期とする2年間の採用計画を適正に実施するよう、3月30日付けで、大臣名で勧告を行いました。

※ 真伏三重県教育長に対し、3月30日9時に勧告書手交(予定)

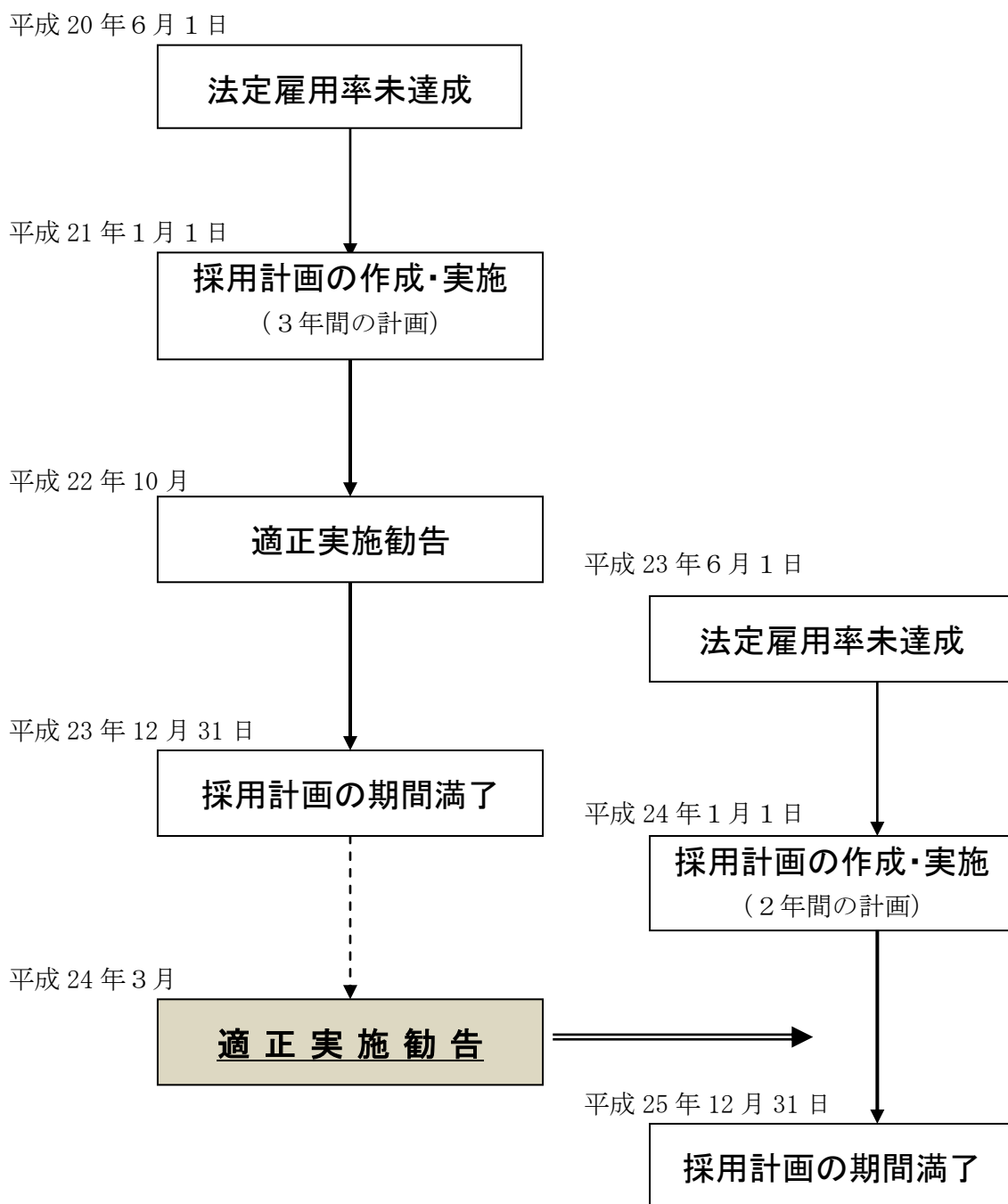
### 記

#### ◎ 適正実施勧告の対象となる都道府県の教育委員会(17機関)

北海道教育委員会、青森県教育委員会、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、茨城県教育委員会、埼玉県教育委員会、東京都教育委員会、神奈川県教育委員会、福井県教育委員会、岐阜県教育委員会、静岡県教育委員会、三重県教育委員会、滋賀県教育委員会、島根県教育委員会、岡山県教育委員会、熊本県教育委員会、鹿児島県教育委員会

※ 法定雇用率、雇用率達成指導の流れ及び適正実施勧告の基準については2ページを、勧告対象機関の障害者採用計画の実施状況については3ページを参照。

## 法定雇用率 2.0%が適用される教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



### 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行う。

- ①計画終期における障害者採用計画の実施率が 50%未満であること
- ②計画終期の実雇用率が前年の 6 / 1 現在の実雇用率を上回っていないこと

勸告対象である都道府県教育委員会の障害者任免状況

	障害者採用計画		平成22年6月1日現在				平成23年12月31日現在						
			在職状況				在職状況				採用計画実施状況		
	① 採用 職員数	② 採用 障害者数	職員の数	障害者数	実雇用率	不足数	職員の数	障害者数	実雇用率	不足数	③ 採用 職員数	④ 採用 障害者数	計画 実施率 (※)
北海道	3,660.0	118.0	28,469	462.0	1.62%	107.0	32,268.0	506.5	1.57%	138.5	2,646.0	70.0	82.1%
青森	454.0	63.0	9,022	133.0	1.47%	47.0	8,890.5	132.0	1.48%	45.0	517.0	13.0	18.1%
岩手	447.0	65.0	9,104	153.0	1.68%	29.0	8,909.5	155.5	1.75%	22.5	470.5	24.0	35.1%
宮城	618.0	54.0	9,500	170.0	1.79%	20.0	10,804.0	179.0	1.66%	37.0	932.0	13.0	16.0%
茨城	1,674.0	136.0	14,622	236.0	1.61%	56.0	16,749.0	237.0	1.42%	97.0	1,649.5	48.0	35.8%
埼玉	3,995.0	182.0	25,714	410.0	1.59%	104.0	25,711.5	426.0	1.66%	88.0	4,309.0	31.0	15.8%
東京	7,328.0	159.0	41,047	686.0	1.67%	134.0	43,110.0	682.0	1.58%	180.0	7,735.0	32.5	19.4%
神奈川	5,389.0	196.0	17,735	358.0	2.02%	0.0	22,117.5	365.5	1.65%	76.5	3,818.0	66.0	47.5%
福井	410.0	28.0	5,733	87.0	1.52%	27.0	5,747.0	95.0	1.65%	19.0	487.0	5.5	16.5%
岐阜	1,337.0	54.0	11,366	227.0	2.00%	0.0	11,377.0	220.0	1.93%	7.0	1,532.0	27.0	43.6%
静岡	1,870.0	97.0	11,985	216.0	1.80%	23.0	14,830.5	265.0	1.79%	31.0	2,089.0	25.0	23.1%
三重	1,269.0	38.0	9,555	176.0	1.84%	15.0	11,058.0	193.0	1.75%	28.0	1,340.0	17.0	42.4%
滋賀	1,208.0	29.0	8,049	138.0	1.71%	22.0	8,110.5	145.0	1.79%	17.0	1,229.0	6.0	20.3%
島根	525.0	23.0	5,070	99.0	1.95%	2.0	5,917.0	109.0	1.84%	9.0	590.0	15.0	58.0%
岡山	1,223.0	79.0	8,705	156.0	1.79%	18.0	10,005.0	175.0	1.75%	25.0	1,275.0	58.0	70.4%
熊本	865.0	26.0	9,541	178.0	1.87%	12.0	10,828.0	178.0	1.64%	38.0	789.0	17.0	71.7%
鹿児島	822.0	54.0	10,343	155.0	1.50%	51.0	11,930.0	173.0	1.45%	65.0	495.0	7.0	21.5%

※ 計画実施率 =

※ 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)が行われている。

## 国、地方公共団体の機関における障害者の在職状況(平成23年6月1日現在)

### (1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	305,997.0 人	6,869.0 人	2.24 %	39 / 39	100.0 %
行政機関	277,782.5 人	6,211.5 人	2.24 %	30 / 30	100.0 %
立法機関	3,575.0 人	81.5 人	2.28 %	5 / 5	100.0 %
司法機関	24,639.5 人	576.0 人	2.34 %	4 / 4	100.0 %

### (2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	326,662.0 人	7,805.0 人	2.39 %	142 / 157	90.4 %
都道府県知事部局	260,148.5 人	6,321.0 人	2.43 %	47 / 47	100.0 %
その他の都道府県機関	66,513.5 人	1,484.0 人	2.23 %	95 / 110	86.4 %

### (3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,049,375.5 人	23,363.0 人	2.23 %	1,970 / 2,353	83.7 %

### (4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	686,659.5 人	12,154.0 人	1.77 %	94 / 139	67.6 %
都道府県教育委員会	585,104.0 人	10,266.5 人	1.75 %	14 / 47	29.8 %
市町村教育委員会	101,555.5 人	1,887.5 人	1.86 %	80 / 92	87.0 %

- 注 1 各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

関係条文

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（抄）

（雇用に係る国及び地方公共団体の義務）

**第三十八条** 国及び地方公共団体の任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。）は、職員（当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。）に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。）の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画を作成しなければならない。

（採用状況の通報等）

**第三十九条** （第1項 略）

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に関し、勧告をすることができる。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和35年政令第292号）（抄）

（法第三十八条第一項の政令で定める率）

**第二条** 法第三十八条第一項の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。